平成２４年（フ）第１１０６号
名古屋市西区菊井１丁目26番13号　ＴＯＷＮみやび403号
債務者　埜澤　和未
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０５号
北海道苫小牧市弥生町２丁目４番１―1109号
債務者　山川　　香（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４０３号
仙台市青葉区荒巻神明町24番20号　さくら荘101
債務者　加川　靖敏
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４３３号
仙台市宮城野区原町２丁目４番16号　秋山ハイツ202
債務者　阿部和太郎
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４５０号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地６号棟505
債務者　礒村　益子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
茨城県土浦市田宮647番地
債務者　田村　康男
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１０号
茨城県つくば市上ノ室1915番地１　ラフォーレつくば102号
債務者　小島和子、小嶋和子、塚本和子、小島弘子、大山文子、大山文意こと　大山　和子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４０号
茨城県稲敷郡阿見町大字実穀10番地４
債務者　石塚　芳美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１号
茨城県土浦市東崎町６―30　ポプラの郷土浦
債務者　久保　**邦彦**
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５６号
茨城県土浦市霞ケ岡町32番29号
債務者　梅津　　浩（旧姓前嶋）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３０８号
長野県松本市南原２丁目18番20号　松本グリーンハイツ303号
破産者　武田　　恵
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２７１号
奈良県御所市大字古瀬100番地の４、前住所奈良県御所市大字三室575番地の９
破産者　西浦順一こと　西浦　順一
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
奈良県葛城市南道穂202番地
破産者　岡本　純子（旧姓安川）
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
福岡県田川郡糸田町2969番地37、前住所福岡県田川郡糸田町1813番地142
破産者　島本　哲也
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１８２号
北海道登別市新生町１丁目13番地14　寿ハイツ新生103、前住所北海道登別市富岸町２丁目20番地12
破産者　菊地　　聡
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１０２９号
仙台市青葉区堤通雨宮町12番16―401号
破産者　青木　昌敏
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
神奈川県横須賀市長沢１丁目20番27号　グランデールＡ―201
破産者　星野　　周
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９１４号
大阪府泉佐野市鶴原1787―１社会福祉法人杉の子会軽費老人ホーム暢楽荘、住民票上の住所大阪府貝塚市橋本302番地
破産者　岸本　磯子
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係